

公売公告兼見積価額公告別紙

売却区分番号	姫26-2		
見積価額	2,500,000円	公売保証金	250,000円
財産の表示	1 土地 所在 : 姫路市四郷町中鈴字藪ノ坪 地番 : 75番4 地目 : 宅地 地積 : 59・50平方メートル 2 土地 所在 : 姫路市四郷町本郷字見上代 地番 : 327番1 地目 : 宅地 地積 : 595・04平方メートル 3 土地 所在 : 姫路市四郷町本郷字見上代 地番 : 327番3 地目 : 宅地 地積 : 287・96平方メートル 4 土地 所在 : 姫路市四郷町本郷字見上代 地番 : 327番4 地目 : 宅地 地積 : 172・69平方メートル 5 建物 所在 : 姫路市四郷町本郷字見上代 327番地1 家屋番号 : 14番 種類 : 居宅 構造 : 木造瓦葺2階建 床面積 : 1階 92・56平方メートル 2階 64・46平方メートル (附属建物の表示) 符号 : 1 種類 : 居宅 構造 : 木造瓦葺平家建 床面積 : 26・44平方メートル 符号 : 2 種類 : 倉庫 構造 : 木造瓦葺2階建 床面積 : 1階 16・52平方メートル 2階 13・22平方メートル 符号 : 3 種類 : 物置 構造 : 木造瓦葺2階建 床面積 : 1階 35・53平方メートル 2階 27・27平方メートル		

	6 建物 所在 : 姫路市四郷町本郷字見上代 327番地4 家屋番号 : 89番 種類 : 倉庫 構造 : 木造瓦葺平家建 床面積 : 99・17平方メートル 7 建物 所在 : 姫路市四郷町本郷字見上代 327番地4 家屋番号 : 327番4 種類 : 工場 構造 : 鉄骨造スレートぶき平家建 床面積 : 206・84平方メートル (不動産登記簿の表示による)	
公法上の規制	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
接道条件	西側が幅員約3.5メートル(一部6メートル)の市道に接面している。	
地盤・地勢	間口約46メートル、奥行約24メートルのほぼ平坦な中間画地 (北側家屋のある敷地と南側とで段差あり)	
供給処理施設	上水道	あり
	公共下水道	あり
	都市ガス	なし
使用状況及び 賃貸借関係等	財産1から4は、財産5から7の敷地として利用されている。 財産5と6は、登記簿上の建築年月日が不明であり、令和8年8月現在、使用されていない。 財産7は、姫路市が昭和51年の建築として把握している工場で、令和8年8月現在、使用されていない。	
最寄駅等	JR山陽本線「御着」駅の南方約1.5キロメートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
特記事項	1. 財産5は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に該当します。また、屋根の一部が崩落しており、建物の状態は著しく劣化しています。現況有姿による売却となりますので、入札前に現況を十分確認してください。 2. 財産6の倉庫は登記簿上存在しますが、現況においては滅失している可能性があります。買受人は、所有権移転後、必要に応じて関係機関への届出その他必要な手続を行ってください。 3. 財産7について、所有者からの聴取によれば、以前は皮革のネット張り工場として使用されていたとのことです。建物内の床はコンクリート打ちです。 4. 財産2の土地上に建築年月日不詳の約55平方メートルの既製の軽量鉄骨造物置があります。未登記で姫路市の家屋補充課税台帳にも登録されていません。内部には家財が残置されています。財産5の附属家(従物)として公売財産に含まれます。 5. 敷地内にはコンテナハウスが3棟あります。これらは内部に残置された家財と同様に動産として取り扱い、公売財産には含まれません。 6. 所有者からは、残置された動産について所有権を放棄する旨及び買受人が買受人の負担でそれら動産を撤去、搬出、廃棄その他適当な方法により処分することについて何ら異議を申し立てない旨の意思表示を受けています。所有者より残置動産所有権放棄書兼処分同意書の提出を受けています。	

留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1. 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2. 姫路市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について、担保責任を負いません。 3. 国税徴収法第89条第3項の規定による一括換価の方法により公売します。 4. 姫路市は、公売財産の引渡し及び公売財産を占有する者に対する明渡しの義務を負いません。姫路市は、法令の規定に基づき、権利移転の登記を登記所に嘱託します。 5. 公売財産と隣接地との境界については、買受人の責任において隣接地所有者と協議してください。 6. 公売財産内に残置された動産の取扱いについては、買受人の責任において、その所有者と協議してください。 7. 姫路市は、公売財産について、土壌汚染、アスベストその他の有害物質に関する専門的な調査を行っていません。
問合せ先	姫路市財政局税務部納税課 電話 079-221-2289